

安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は農薬の安全使用の推進を図るため、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知）及び安全・安心ブランド農産物推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、山梨県内の事業実施主体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては消費・安全対策交付金交付等要綱、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の補助対象経費及びこれに対する補助率は、実施要領に基づいて行う事業に要する経費の1/2以内とする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体は、この限りでない。

3 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で当該チェックシートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 事業実施主体は、実施要領第4条第2項の規定に基づく事業実施計画を変更したときは、速やかに変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

2 事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

4 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

5 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付

して交付決定を行うものとする。

（状況報告）

第6条 事業実施主体は、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、補助金事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、翌月の20日までに知事に提出し、事業の遂行状況を報告するものとする。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、事業の適正かつ円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該事業の遂行状況報告を求めることができる。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 事業実施主体は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の2月28日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを知事に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第9号）により事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第11条 本要綱により提出する書類は、正副2部を代表者の住所を所管する農務事務所に提出するものとする。ただし、山梨県全域を区域とする事業を実施する事業実施主体にあつては、農業技術課に正本1部を提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

番
年 月 日

山梨県知事 殿

団体名
代表者氏名

年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付申請書

年度において、次のとおり事業を実施したいので、安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

I 補助金の目的

II 補助金の内容及び計画（又は実績）

- （注） 1 補助金の目的及び内容については、安全・安心ブランド農産物推進事業実施要領第 4 条に基づき提出された事業実施計画書を添付すること。
- 2 環境負荷低減の取組については、関係書類として別添（クロスコンプライアンスチェックシート）を添付すること。
- 3 本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

Ⅲ 経費の配分

区 分	目的及び目標	総事業費	経 費 内 訳		備 考
			県補助金	自己負担金	
安全・安心ブランド農産物推進事業費	安全・安心ブランド農産物推進事業実施要領の別表１の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する。	円	円	円	
合 計					

- (注) １．備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- ２．交付決定前に着手した場合には、備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載すること。

Ⅳ 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
自己負担金					
合 計					

2 支出の部

	目的及び目標	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
				増	減	
安全・安心ブランド農産物 推進事業費	安全・安心ブランド農産物 推進事業実施 要領の別表1 の目的及び目 標の欄に掲げ る事業を記載 する。	円	円	円	円	
合 計						

Ⅴ 完了予定年月日（又は事業完了年月日）

年 月 日

Ⅵ 予算議決（又は予算議決予定）年月日

年 月 日

(別添)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の 調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の 調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等） を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑥	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に 処理	☐
⑦	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(5) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑧	☐	※生物多様性への影響が想定される 工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑨	☐	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(6) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑩	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑪	☐	関係法令の遵守	☐
⑫	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑬	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

- (注) 1 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
2 「関係法令の遵守」については、以下の法律を遵守することを示す。

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25 年法律第127 号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45 年法律第139 号）
- ・土壌汚染対策法（平成14 年法律第53 号）
- ・農薬取締法（昭和23 年法律第82 号）
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54 年法律第49 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12 年法律第100 号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第112 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第60 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45 年法律第138 号）
- ・労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10 年法律第117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19 年法律第56 号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15 年法律第97 号）
- ・水産資源保護法（昭和26 年法律第313 号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11 年法律第51 号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35 年法律第145 号）
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第37 号）
- ・植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）

番
年 月 日

団 体 名
代表者氏名 殿

山梨県知事 印

年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり交付する。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更したときは、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各事業メニュー相互間におけるいずれか低い額の20%以内の補助金額増減又は目標値の達成に支障をきたすことのない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合は速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、事業の遂行状況について報告させることがある。
- 6 事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は 年2月28日のいずれか早い期日までに事業の成果を記載した実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 7 事業に係る帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

番
年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代表者氏名

年度 安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった事業について、次のとおり変更したいので、安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき申請する。

（注）1 記載要領は、別記様式第1号の記のⅠからⅥに準ずるものとする。

この場合において、同様式中「補助金の目的」を「変更の理由」と書き換え、安全・安心ブランド農産物安全推進事業費補助金要綱第5条の変更につき報告するものとし、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

3 本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

番
年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代表者氏名

年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第2項の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること）

2 中止の期間（廃止の時期）

（注） 本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり事業遂行状況を報告する。

総事業費	事業の遂行状況				備考
	11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

(注) 本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

番
年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代表者氏名

年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条第2項の規定により次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算請求額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金 融 機 関 名

本店 ・ 支店（支店名 ）

預 金 種 別

当 座 ・ 普 通

ふ り が な

口 座 名 義

口 座 番 号

No.

（注） 本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

番
年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代表者氏名

年度 安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定（又は変更交付決定）の通知があった事業について、次のとおり実施したので、安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、その実績を報告する（なお、併せて未受領額 円の交付を申請する。）。

- （注） 1 記載要領は、別記様式第 1 号の記の I から VI に準ずるものとする。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、このほか交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに 変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 3 補助金の振込口座（金融機関名、預金種別、口座名義（仮名をつける）、口座番号）を記載した書類を添付すること。
- 4 本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

番
年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代表者氏名

年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた安全・安心ブランド農産物推進
事業費補助金について、安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定
により、次のとおり報告します。

1	補助金額	金	円
2	補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額	金	円
4	補助金返還額（3－2）	金	円

（注） 1 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
2 本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

番 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名 殿

山梨県知事 印

年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金について、山梨県補助金等交付規則第 13 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

補助金の額の確定額 金 円